

平成24年度採用 亀山市職員募集要領

1. 職種、採用予定人数および応募資格

職 種	採用予定人数	応 募 資 格
事 務 職	4人程度	(1) 昭和56年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成24年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人 (2) 通勤可能な人
技 術 職 (土木)	1人程度	(1) 昭和56年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成24年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人で、土木技術の専門課程・科目を履修している人 (2) 通勤可能な人
技 術 職 (建築)	1人程度	(1) 昭和56年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成24年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人で、建築技術の専門課程・科目を履修している人 (2) 通勤可能な人
保 育 士・ 幼稚園教諭	若干名	(1) 昭和56年4月2日以降の生まれで、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する人または平成24年3月までに資格及び免許を取得見込みの人 (2) 通勤可能な人
給食調理員	若干名	(1) 調理師の免許を有する人 (2) 調理経験が5年以上ある人 (3) 通勤可能な人
消 防 職	若干名	(1) 昭和62年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成24年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人 (2) 通勤可能な人
看 護 師	7人程度	(1) 昭和47年4月2日以降の生まれで、看護師の免許を有する人または平成24年4月までに免許取得見込みの人 (2) 通勤可能な人

3. 市職員採用試験申込書等の提出および問合せ先
総務部 人材育成室 (市役所 西庁舎3階)
〒519-0195 本丸町 577 番地
Tel.0595-84-5031、Fax0595-82-3883

4. 必要書類

- (1) 市職員採用試験申込書 (市の指定するもの)
 - (2) 履歴書・身上書 (市の指定するもの)
 - (3) 最終学校の卒業 (見込) 証明書 (卒業証書の写しでも可)
 - (4) 応募資格に資格要件がある職種については、免許証又は資格を有することを証明する書類の写し (取得見込みの場合は除く)
 - (5) 身体検査書 (看護師のみ)
- ※申込書等については、市役所本庁舎及び支所の受付にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※提出された書類は、採用試験においてのみ使用します。また、書類の返却はいたしません。

5. 受付期間

平成23年8月1日(月)～26日(金)
午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日を除く)
※郵送による申し込みは、書留郵便に限ります。
8月26日(金)必着

6. 採用予定日

平成24年4月1日
※卒業見込者を除いては、平成24年3月31日以前を採用日とすることもあります。
※合格者は、「採用候補者名簿」に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

7. 給与等

給与は、亀山市職員給与条例の定めるところにより支給します。その他、詳細については総務部人材育成室へお問い合わせください。

8. 外国籍職員の任用に関する基準について

公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とすることから、外国籍の職員は次のような職務に就くことはできません。

- (1) 公権力の行使に当たる職務
 - ・公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
 - ・市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務
 - ・その他公権力の行使に該当することとなる職務
- (2) 公の意思の形成への参画に当たる職務
 - ・企画、立案、決定等の政策形成に関与する職で、室長級以上の職ならびに、人事、財政等を担当する職が該当します。

次に該当する人は応募することができません。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
 - (2) 永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人
 - (3) 消防職は、日本国籍を有しない人
 - (4) 給食調理員は、地方公務員法の定年退職が満60歳のため、その年齢以上の方 (昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- ※外国籍職員の任用に関する基準については、8を参照してください。

2. 試験の日時・場所など

第1次試験

と き 9月18日(日)午前9時～ (予定)
※看護師は9月17日(土)午前9時～ (予定)
ところ 総合保健福祉センター 2階 大会議室 (予定)
※看護師は医療センター
試験科目 適性検査・小論文 (作文) の各筆記試験。ただし、技術職 (土木、建築) は、そのほかに専門試験を実施します。なお、看護師は、口述 (面接) 試験及び作文の筆記試験で第2次試験は実施しません。

第2次試験

と き 10月16日(日)午前8時30分～ (予定)
ところ 市役所 3階 大会議室 (予定)
試験科目 口述 (面接) 試験。ただし、消防職は、そのほかに体力検査を実施します。